

平成20年6月20日

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震に係る

地方交付税（9月定例交付分）の繰上げ交付

1 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体（災害救助法適用団体）

岩手県3市2町

きたかみし いちのせきし おうしゅうし かねがさきちょう ひらいづみちょう
 北上市、一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町

宮城県2市

くりはらし おおさきし
 栗原市、大崎市

3 繰上げ交付額

岩手県	北上市	356百万円	(9月定例交付見込額の30%)
"	一関市	1,531百万円	(")
"	奥州市	1,384百万円	(")
"	金ヶ崎町	144百万円	(")
"	平泉町	123百万円	(")
宮城県	栗原市	1,332百万円	(")
"	大崎市	1,148百万円	(")
計		6,018百万円	

4 スケジュール

平成20年6月20日（金）交付決定

平成20年6月23日（月）現金交付

自治財政局財政課 神門（ごうど）、橋
 TEL 03-5253-5111（代表）
 TEL 03-5253-5612（直通）
 FAX 03-5253-5615